

(改正省令附則第3項第2号関係)

※ 正副2部作成し提出すること。届出受理後副本を返却します。

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

平成 2 0 年 1 月 1 日			
仁淀消防組合組合長様			
届 出 者			
住 所 高知県吾川郡いの町3229-2			
電話 (893-3221)			
氏 名 仁淀消防組合消防本部			
消防長 ○ ○ ○ ○ 印			
設 置 者	住 所	高知県吾川郡いの町3229-2	
	氏 名	仁淀消防組合消防本部	
		消防長 ○ ○ ○ ○	
製 造 所 等 の 別		貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分
			地下タンク貯蔵所
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		平成 2 0 年 1 月 1 日 仁消指令 0 0 第 0 0 0 号	
設 置 場 所		高知県吾川郡いの町3229-2	
在庫管理に従事する者の 職 務 及 び 組 織		別添資料のとおり	
在庫管理に従事する者に 対 す る 教 育		別添資料のとおり	
在 庫 管 理 の 方 法		別添資料のとおり	
危険物の漏れが確認され た場合に取りるべき措置		別添資料のとおり	
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

平成 年 月 日			
仁淀消防組合長 様			
届 出 者			
住 所			
電話 ()			
氏 名 印			
設 置 者	住 所	電話 ()	
	氏 名		
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置の許可年月日 及 び 許 可 番 号		年 月 日	第 号
設 置 場 所			
在庫管理に従事する者の 職 務 及 び 組 織			
在庫管理に従事する者に 対 す る 教 育			
在 庫 管 理 の 方 法			
危険物の漏れが確認され た場合に取りるべき措置			
そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

点 検 実 施 計 画 書

事 業 所 名	
危 険 物 施 設 名	
設 置 場 所	

- (1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または、取扱数量の1／100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。
- (2) 漏えい検査管点検方法
 - ・ 専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。
 - ・ 漏えい検査管内に3～5m程度の金属製巻尺または棒を投入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。
- (3) 在庫管理の方法
 - (1) 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて行うこと。
 - 1) 遠隔式油面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線または、無線で遠隔通信されている。屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じてプリントアウト（印刷）して確認することができる。
 - 2) タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読みとる。

読み取り誤差がでないように、必ず液面計の真上から計器の数値を確認すること。
 - 3) 検尺棒

ア 検尺棒は、タンク容量に対して1／100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

（例）10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。）

イ タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。

（なお、検尺棒の液面付近に、油に反応（変色）する薬剤を塗布して計測すると、より読み取りやすく、正確に計測できる。）

ウ ローリー荷卸し時や直後は、地下タンク液面がゆれているので、在庫量の計測は行わない。

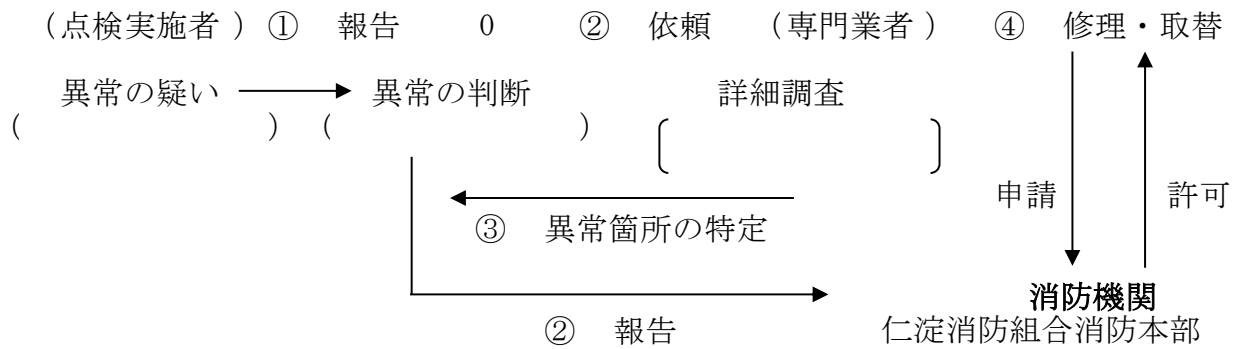
エ 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読みとることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目盛りと目盛り間を10等分して読み取るようにする。

（例）10KLタンクで、5100L5200Lの間に、付着した油の位置がある場合に、その位置がほぼ中間であれば、5150Lと読み取る）
- (2) 在庫管理は、「SS施設安全点検記録帳」（石油連盟発行）の記入例に従い、同記録帳の「地下タンク在庫と漏えい検査管点検」表に記入すること。

5 異常の判断

- (1) 在庫管理時の異常
 - ・ 週1回以上実施する在庫管理において著しい増減が発生した場合は異常と判断する。
 - （異常の判断については、「SS施設安全点検記録帳」12ページの「記入例と解説」中の事例を参考に事前に在庫の累計増減率の異常を判断する基準を決めておいてください）
- (2) 漏えい検査管点検時の異常
 - ・ 挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。
 - ・ 漏えい検査管から著しい油臭がするか、または、挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は、異常と判断する。

6 異常時の対応



- (1) 点検実施者は、上記 5 に記載されている異常が疑われる場合には、速やかに 〇 へ報告する。
- (2) 〇 は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。
- (3) 専門業者は、異常箇所の特定を行い、 〇 へ報告する。
- (4) 〇 は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請・許可を受け、復旧工事を実施する。

7 その他

管理者等はこの実施計画書に変更等が生じた場合は、速やかに市町村長等に届け出る。

(給油取扱所を除く施設)

- 1 危険物の在庫管理に従事する者の職務
危険物施設管理者等は、当該施設に勤務する者で、危険物取扱者の資格を有する者の中から点検実施者を定め、点検が適正に実施されるよう努めることとする。

2 在庫管理の対象設備

(1) 地下タンク

タンクNo	油種名	容量	構造	タンク室	交付年月日
		L			
		L			
		L			
		L			
		L			

備考

(2) 漏えい検査管

No0 ～ No0 合計本数： () 本

3 危険物の在庫管理に従事する者に対する教育

危険物施設管理者は、点検実施者に対し、以下の教育を実施するものとする。

対象者	実施時期	内容
点検実施者	1回／年 対象者が交代した場合は、随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 → 点検実施計画書の意義・目的の理解 → 点検管理に関する消防法の理解 → 点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 → 異常時の判断基準の理解 → 異常時対応手順の理解

4 点検方法

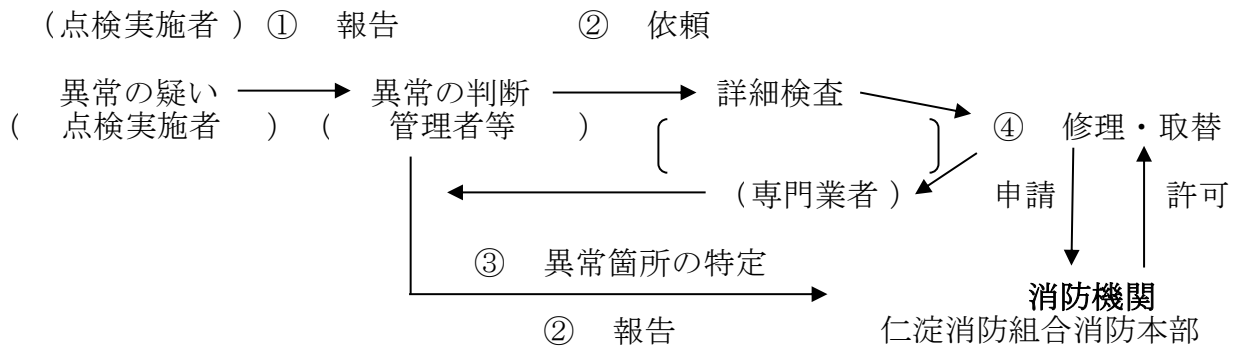
- (1) 漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵または、取扱数量の1／100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。
- (2) 漏えい検査管点検方法
- ・ 専用工具またはプライヤー等を使い、蓋を開ける。
 - ・ 漏えい検査管内に3～5m程度の金属製巻尺または棒を投入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭いまたは目視で確認する。
- (3) 在庫管理の方法
- 1) 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、(液面計・検尺棒)を用いて行う。
- 2) 在庫管理は、タンクローリーから荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量(流量計等で確認)から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度、記録するものとする。

- 3) 漏えい検査管による確認は、週 1 回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表に記録する。

5 異常の判断

- (1) 在庫管理時の異常
 - ・ 週 1 回以上実施する在庫管理において著しい増減（1 %を目安とし、それより大きな誤差が生じた場合）が発生した場合は異常と判断する。
- (2) 漏えい検査管点検時の異常
 - ・ 挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。
 - ・ 漏えい検査管から著しい油臭がするか、または、挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は、異常と判断する。

6 異常時の対応



- (1) 点検実施者は、上記 5 に記載されている異常が疑われる場合には、速やかに管理者等へ報告する。
- (2) 管理者等は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。
- (3) 専門業者は、異常箇所の特定を行い、管理者等へ報告する。
- (4) 管理者等は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請・許可を受け、復旧工事を実施する。

7 その他

管理者等はこの実施計画書に変更等が生じた場合は、速やかに市町村長等に届け出る。

地下タンク在庫と漏えい検査管点検表

タンクNo.		油 種	タンク容量	L	記録責任者						
2008 年		6 月									
日	曜	検査管	営業前	ロ一リ	軽量機	計 算	営業終	本 日	軽量機	増 減 量	累 計
		の	の在庫	一 から	からの		了後の	の	からの	の	
		点 検	数 量	の受入	販 売	在 庫 量	実 在 量	増 減	販 売	の	累 計
< 注 >		A	B	C	D	E	F	G	H	I	
					A+B-C		E-D	前日のG+C	前日のH+F	(H÷G) %	
1	日										
2	月										
3	火										
4	水										
5	木										
6	金										
7	土										
8	日										
9	月										
10	火										
11	水										
12	木										
13	金										
14	土										
15	日										
16	月										
17	火										
18	水										
19	木										
20	金										
21	土										
22	日										
23	月										
24	火										
25	水										
26	木										
27	金										
28	土										
29	日										
30	月										
月 合 計			0	0							

※ 各累計の数字は、原則毎日計算する。1週間に1回の累計の計算を行う場合は、毎週決まった曜日に行う。

< 注 > 漏えい検査管の点検は、1週間に1回以上の点検を行い、異常の有無を記録すること。